

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

立地適正化計画の概要

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。

1-1 立地適正化計画制度の創設までの背景

これまで多くの都市は、経済の高度成長と人口増加を背景に郊外開発が進み、市街地が拡大してきました。しかし、近年、人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、拡大した市街地をそのまま放置すると、これまで人口の集積によって支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスが将来、現水準を維持できなくなる心配があります。

また、市街地の拡大に合わせて整備してきた道路や下水道等は、現在、老朽化が進んでおり、財政状況が厳しくなる中、これらの老朽化したインフラへの対応も急務です。

そこで、今後の都市づくりにおいては、市民が医療や福祉、子育て支援等の生活サービスを円滑に利用でき、誰もが安心して暮らせる魅力的なまちづくりを進めることに加え、経済面・財政面で効率的な都市経営を行い、環境に配慮した都市を実現し、災害に強いまちづくりを推進することで、住み続けられる「持続可能な都市」へと転換することが必要です。

このためには、都市全体を見渡し、市民が便利に暮らせるようなまとまりのある地域を定め、居住や都市機能を誘導するとともに、それらを結ぶ公共交通ネットワークを構築する必要があります。

このような背景を踏まえて、2014(平成26)年に法律(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律)が施行され、各市町村が抱える課題の解決を図るため、立地適正化計画制度が創設されました。

1-2 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、都市再生特別措置法第81条に規定されている都市計画の制度です。

人口減少・少子高齢化が進む中、高齢者でも出歩きやすく健康で快適な生活を確保し、子育て世代等の若年層にも魅力的なまちにすること、また経済面・財政面で持続可能な都市運営を可能にすること、環境に配慮したまちを実現すること、災害に強いまちづくりの推進等が求められます。

そのためには、都市全体の構造を見直し、居住や医療・商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や拠点間を結ぶ公共交通により、生活サービスにアクセスできるまちづくりの推進が不可欠です。

都市機能の維持・確保や居住の誘導は、短期間で実現するものではなく、計画的に進めていくべきものであり、また、居住の誘導等を推進する際には、市の中心部のみに誘導しようとするのではなく、市のなりたちや市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、誘導することが重要です。

なお、全ての者が居住誘導区域に移り住むことを目的とするものではありません。

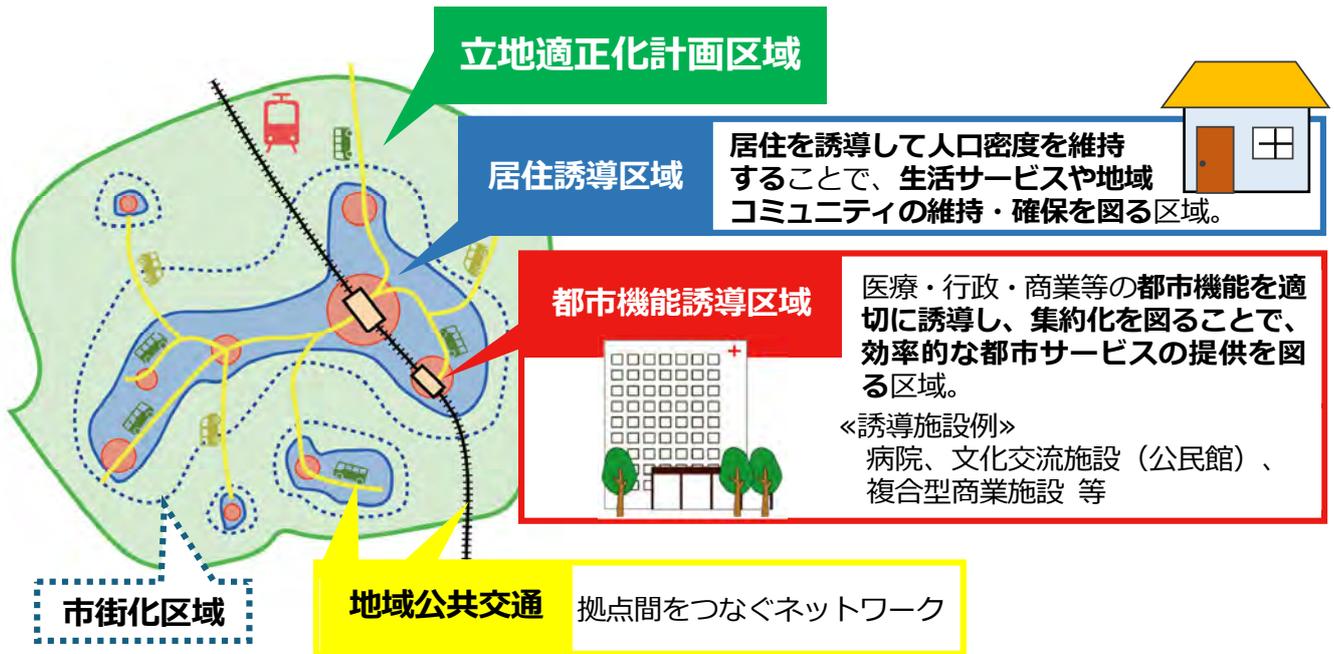


図 1-1 立地適正化計画のイメージ

1-3 立地適正化計画で定める主な項目

立地適正化計画で定める主な項目及びそれぞれの定める内容は、以下のとおりです。

表 1-1 立地適正化計画で定める主な項目と定める内容

主な項目	定める内容
(1) 対象区域	立地適正化計画でどこを対象にするのかを定める
(2) 立地適正化の基本的な方針	どのようなまちを目指していくのかを定める
(3) 居住誘導区域	一定以上の人口密度を目指す区域を定める
(4) 都市機能誘導区域	病院や大型店舗等の施設の立地を目的とする区域を定める
(5) 誘導施設	具体的にどのような施設を誘導するのかを定める
(6) 居住誘導や都市機能誘導を進めるための施策	一定以上の人口密度を目指すため、また施設を誘導するために必要な施策を定める
(7) 防災指針	災害に強いまちを実現するためにどのような対策をするのかを定める

1-4 三木市立地適正化計画の策定にあたって

三木市（以後、本市という）においても、人口減少・少子高齢化等の進行が予測されており、市民の利用により支えられていた身近な商業施設の閉店等による生活利便性の低下、賑わいの喪失が懸念されます。

財政面においても、社会保障費や公共施設の維持・管理・更新費等の行政コストが増大し、財政状況が悪化することも懸念されます。

さらには、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応したまちづくりや地球温暖化が進むなか、持続可能な都市の実現のため、環境に配慮したまちづくりが求められています。

これらのことを踏まえて、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを進めていく必要があることから、立地適正化計画を策定します。

なお、前述「1-3（2）から（7）」に記載の主な項目については、第2章の本市の現況調査及び市民意向の把握より導き出した課題に基づき第3章以降で定めます。

（1）計画期間

三木市立地適正化計画（以後、本計画という）は、おおむね20年後を見据えて、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間を、計画期間として策定します。

（2）計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域（都市計画法第4条第2項）とすることが基本とされています。

本市には東播都市計画区域と吉川都市計画区域がありますが、吉川都市計画区域は、吉川支所を中心に施設がまとまり、近年のデマンド型交通等による吉川支所周辺へのアクセス性が確保されている等、現時点では計画の対象区域に含めず、東播都市計画区域のみを対象区域とします。

しかしながら、本市全体の将来を展望し、対象区域外の暮らしも視野に入れた計画とすることが重要であることから、第2章の現況調査については、対象区域外も含めた全市での調査を行います。



図 1-2 本計画の対象区域

(3) 計画の位置付け

本計画は、都市計画の制度を用いて都市の将来像の実現を目指す三木市都市計画マスタープランの一部とみなされ、本市の市政を推進する様々な計画の最上位となる三木市総合計画及び東播都市計画区域の中長期的な方向性を示す兵庫県の東播磨地域都市計画区域マスタープランに即します。

また、立地適正化計画の取組は、様々な関係施策との連携が必要なため、三木市地域公共交通計画や三木市公共施設等総合管理計画等の関連計画と連携・整合させます。

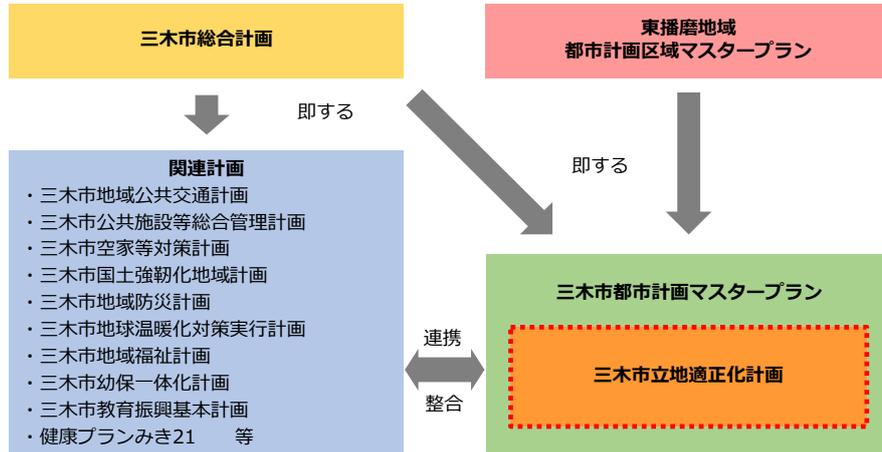


図 1-3 計画の位置付け

(4) SDGs との関係

「SDGs (持続可能な開発目標)」とは、2030 (令和 12) 年のあるべき姿として 2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された世界を変えるための目標です。

基本的な視点である「誰一人取り残さない」という観点のもと設定された 17 の目標のうち、本計画は、三木市 SDGs 未来都市計画に基づき「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を優先的なゴールターゲットとする他、「3 すべての人に健康と福祉を」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」にも関連しています。



図 1-4 持続可能な開発目標

※赤枠は本計画に関連する目標